破産手続廃止

平成２１年（フ）第９５４号
仙台市青葉区上愛子字雷神７番地の26
破産者　有限会社エス・ケー・エル
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５５号
仙台市青葉区上愛子字雷神７番地の26
破産者　有限会社イオス
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
千葉県印西市草深1210番地８
破産者　千葉井敏昭
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１５号
千葉県八街市四木1118番地19
破産者　中村　義光
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１８３１２号
東京都渋谷区笹塚２丁目―32―３―408
破産者　足達　　健
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２１号
東京都新宿区富久町13番15号
破産者　ＭＡＣフィナンシャル株式会社
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２２号
東京都清瀬市竹丘３丁目15―１
破産者　富永　弘徳
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６９号
静岡市清水区入江１丁目19番16号
破産者　有限会社アールプランニング
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜字辰尾192番地４
破産者　有限会社遊遊企画
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２９６号
茨城県水戸市上水戸２丁目６番29号
破産者　有限会社三五学院
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第５８１号
埼玉県狭山市入間川１丁目22番９号
破産者　株式会社タキグチ
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７４号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目14番３―405号
破産者　株式会社磐城技建
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５０号
埼玉県鶴ヶ島市松ケ丘５丁目１番地４
破産者　積善建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８７号
千葉県成田市並木町221番地163コートポプラＢ棟203
破産者　佐藤　純一
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９２号
千葉県印西市原４丁目５番地10棟506号
破産者　石井　和人
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第８５２号
横浜市鶴見区下末吉５―24―45佐藤方、住民票上の住所東京都大田区鵜の木２丁目46番７号
破産者　菅原　　正
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１６５号
横浜市緑区十日市場町874番地11
破産者　株式会社フジ光学
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６号
長野県上田市中央１丁目３番７号
破産者　有限会社エフェクト
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１１号
長野県上田市中央２丁目15番５号
破産者　有限会社オフィスシゲキ
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１３号
長野県上田市中央２丁目15番５号
破産者　有限会社プリズム
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１１号
岐阜県恵那市長島町中野486番地５
破産者　藤　　太介
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２４号
岐阜県多治見市山吹町２丁目74番地の３
破産者　田口　哲也
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２０７号
京都市上京区智恵光院通出水下る金馬場町172番地５
破産者　有限会社プロパティコーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係